

## 船橋市緊急一時支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市緊急一時支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）  
第8条の規定により、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要綱第4条第1項で定める援助内容）

第2条 要綱第4条第1項で定める高齢者の日常生活上必要な身の回りの世話とは、専門知識を有しないのでできる下記の軽易な援助をいう。

- (1) 病院や薬局の付き添い等の外出時の援助
- (2) 食事・食材の確保
- (3) 洗濯物の搬出入、食器洗い、ゴミ出し等の軽易な家事援助
- (4) 家周りの手入れ、家屋内の整理・整頓・清掃
- (5) 一時的な見守り
- (6) 親族等への連絡
- (7) その他可能な援助活動

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、支援員の派遣は平成22年7月1日からとする。